南九州市訓令第７号

南九州市事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年９月 18 日

南九州市長　　塗　木　弘　幸

南九州市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（南九州市事務決裁規程の一部改正）

第１条　南九州市事務決裁規程（平成19年南九州市訓令第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１総務課の表事務改善に関すること。の項を削る。

別表第２の３企画課の表中「企画課」を「みらい創生課」に改め同表に次のように加える。

事務改善に関すること。			○	

別表第３の２頴娃支所の表中「火葬場の管理運営」を「畑の郷水土利館」に改める。

別表第３の３知覧支所の表及び別表第３の４川辺支所の表を削る。

（南九州市文書管理規程の一部改正）

第２条　南九州市文書管理規程（平成19年南九州市訓令第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１新庁舎建設推進課の項を削り、同表企画課の項中「企画課」を「みらい創生課」に、「南九企」を「南九み」に改め、同表知覧支所の項を削る。

（南九州市電子計算組織の管理運営に関する規程の一部改正）

第３条　南九州市電子計算組織の管理運営に関する規程（平成19年南九州市訓令第７号)の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「企画課長」を「みらい創生課長」に改める。

（南九州市災害対策本部規程の一部改正）

第４条　南九州市災害対策本部規程（平成19年南九州市訓令第９号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第２項中「建設水道係長」を「建設農林係長」に改める。

（南九州市男女共同参画推進会議設置規程の一部改正）

第５条　南九州市男女共同参画推進会議設置規程(平成19年南九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第３条第４項第２号を次のように改める。

⑵　みらい創生課長

（南九州市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程の一部改正）

第６条　南九州市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程（平成19年南九州市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「企画課長」を「みらい創生課長」に改める。

第７条第２項第３号中「知覧支所長」を「川辺支所長」に改め、同条第６項中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

第10条第１項中「企画課長」を「みらい創生課長」に、「知覧支所長」を「川辺支所長」に改める。

第15条第２項及び第19条第２項中「企画課長」を「みらい創生課長」に改める。

（南九州市総合計画策定委員会規程の一部改正）

第７条　南九州市総合計画策定委員会規程（平成20年南九州市訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「企画課」を「みらい創生課」に改める。

（南九州市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程の一部改正）

第８条　南九州市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程（平成20年南九州市訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第６条中「市民生活係長」を「市民・税務係長」に改める。

（南九州市職員提案規程の一部改正）

第９条　南九州市職員提案規程（平成21年南九州市訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「総務課長」を「みらい創生課長」に改める。

第６条第１項及び第２項中「総務課長」を「みらい創生課長」に改め、同条第３項を削る。

第７条第１項中「総務課長」を「みらい創生課長」に、「第５号様式」を「第４号様式」に改め、同条第２項中「総務課長」を「みらい創生課長」に改める。

第８条第２項中「総務課長」を「みらい創生課長」に改め、「別表第１に掲げる職にある者及び」を削る。

第９条第１項中「総務課長」を「みらい創生課長」に改め、同条第２項中「別表第２」を「別表第１」に改める。

第10条中「別表第３」を「別表第２」に改める。

第11条第１項中「総務課長」を「みらい創生課長」に、「第６号様式」を「第５号様式」に改め、同条第２項中「総務課長」を「みらい創生課長」に、「第７号様式」を「第６号様式」に改める。

第14条中「総務課」を「みらい創生課」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表第１とし、別表第３を別表第２とする。

第１号様式中「㊞」を削る。

第２号様式及び第３号様式中「総務課長」を「みらい創生課長」に改める。

第４号様式を削る。

第５号様式を第４号様式とし、同様式中「総務課長」を「みらい創生課長」に改め、同様式中「㊞」を削る。

第６号様式を第５号様式とし、同様式中「総務課長」を「みらい創生課長」に改める。

第７号様式を第６号様式とし、同様式中「総務課長」を「みらい創生課長」に改める。

（南九州市公有財産活用等検討委員会設置規程の一部改正）

第10条　南九州市公有財産活用等検討委員会設置規程（平成25年南九州市訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第３号を次のように改める。

⑶　みらい創生課長

（南九州市地域子ども・子育て支援事業業務委託事業者プロポーザル審査委員会設置規程の一部改正）

第11条　南九州市地域子ども・子育て支援事業業務委託事業者プロポーザル審査委員会設置規程（平成28年南九州市訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を第６号とする。

（南九州市地域コミュニティ推進庁内検討委員会設置規程の一部改正）

第12条　南九州市地域コミュニティ推進庁内検討委員会設置規程（令和４年南九州市訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第３号を次のように改める。

⑶　みらい創生課長

第３条第３項第15号を次のように改める。

⑮　川辺支所長

（南九州市木材利用推進連絡会議設置規程の一部改正）

第13条　南九州市木材利用推進連絡会議設置規程（令和４年南九州市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第３条中第４号を削り、第５号を第４号とし、同条第６号を次のように改め

る。

⑸　みらい創生課長

第３条第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、第９号を第８号とする。

（南九州市公共施設等総合管理計画実行委員会設置規程の一部改正）

第14条　南九州市公共施設等総合管理計画実行委員会設置規程（令和４年南九州市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項第４号を次のように改める。

⑷　みらい創生課長

第３条第３項中第７号を削り、第８号を第７号とする。

附　則

この訓令は、令和８年９月24日から施行する。